

令和2年第4回定例会(令和2年12月15日)

厚生環境教育委員会委員長 (山本 一成 委員長)

去る12月3日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました「議第135号 令和2年度別府市一般会計補正予算(第9号)」関係部分、ほか9件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、「議第135号 令和2年度別府市一般会計補正予算(第9号)」関係部分についてであります。

まず、障害福祉課関係では、利用者数や事業所数の増加等に伴い、自立支援給付費等の追加額とその財源となる国庫及び県支出金を補正しているとの説明がなされました。委員からの増加傾向にある就労継続支援B型の今後の見通しに関する質疑に対し、当局から、地域への移行等を背景に、今後も利用者数は増え、それに伴って事業所数も増加することが見込まれるとの答弁がなされました。

次に、ひと・くらし支援課、障害福祉課及び子育て支援課関係では、前年度事業の精算に伴う国や県への返納金等を計上しているとの説明に対し、委員から、新型コロナウイルス感染症の影響による生活保護の申請状況について質疑がなされ、当局から、申請件数は昨年度比で減少しているものの、リーマン・ショック時では翌年度以降に影響が生じたことから、事前にしっかりと対策をしていきたい旨の答弁がなされた次第であります。

続きまして、社会教育課関係では、新図書館の図書購入費に対する寄附金を計上し、スポーツ健康課関係では、設計・施工一括発注方式で実施する学校給食共同調理場建設事業に要する約39億円の債務負担行為を計上しているとの説明がなされました。委員からの共同調理場に炊飯設備を導入するに至った経緯等に関する質疑に対し、当局から、設備更新の見通しについて、基本計画策定前から米飯事業者と話し合いを重ねてきた結果、将来に渡り子どもたちに安全・安心な給食を提供し続けるため、最終的に教育委員会において導入を決定したとの答弁がなされました。これに対し同委員から、事業者にとっては従業員の雇用も関係することから、引き続き丁寧な説明をしていくよう要望がなされました。また別の委員からは、地産地消を推進するうえで、どのように食材等を調達するのが適当かについて、しっかり精査すべきである旨の意見や、施設整備にあたっては、周辺環境への配慮をするよう要望がなされた次第であります。

次に、「議第136号 令和2年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第

4号)」では、一般被保険者高額療養費負担金の追加額等を計上し、「議第138号 令和2年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」では、被保険者数の増加等による保険料の増額補正に伴い、広域連合に対する負担金の追加額などを計上しているとの説明がなされた次第であります。

以上3件の予算議案の採決におきましては、「議第135号」スポーツ健康課関係部分について、一部委員から、反対する旨の意思表示がなされたものの、賛成多数により原案のとおり可決し、その他2議案については、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、5件の条例議案及び2件のその他議案についてであります。

初めに、「議第143号 別府市多世代交流健康増進複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について」及び「議第144号 別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」では、別府市多世代交流健康増進複合施設を設置し、及び当該施設に南部地域交流センター・南部児童館を置くことに伴い、条例を制定し、及び改正するものであるとの説明がなされました。委員から、中央保育所の移転による待機児童解消の可能性について質疑がなされ、当局から、新しい施設に対する市民の期待感は大きく、申込者数が増加することで、解消は厳しさを増すと予想されるが、待機児童を出さないよう、保育士の確保等に努めていきたい旨の答弁がなされた次第であります。

続きまして、「議第145号 別府市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について」では、子育て支援センターを公の施設として管理することに伴い、条例を制定するものであるとの説明がなされました。

次に、「議第146号 別府市国民健康保険税条例の一部改正について」では、地方税法施行令の一部改正により国民健康保険税の減額の規定が改められたことに伴い条例を改正し、続く、「議第147号 別府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」では、租税特別措置法の一部改正により特例基準割合が改められたことに伴う条例改正である旨の説明がなされました。

最後に、「議第158号及び議第161号 指定管理者の指定について」では、別府市身体障害者福祉センターの管理を別府市身体障害者福祉団体協議会に、また、別府市南立石2区集会所の管理を南立石2区自治会にそれぞれ行わせることについて、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。委員からの集会所建設までの経緯や利用状況に関する質疑に対し、当局から、道路改良事業に伴う住環境整備の一環として建設されたものであり、公の施設のため貸館業務はしているものの、主に南立石2区自治会が使用している状況であるとの答弁がなされた次第であります。

以上7件の議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。